平成２１年（フ）第１２０号
北海道岩見沢市春日町１丁目11番３号
債務者　杉野　峰子（旧姓太田）
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２１年（フ）第１４９号
北海道美唄市西２条南４丁目５番１－８号
債務者　穴田　敏明
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２１年（フ）第１５５号
北海道夕張郡長沼町あかね３丁目７番15号
債務者　霧下　文佳
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２１年（フ）第１５６号
北海道三笠市柏町429番地８－１
債務者　千葉　靖子
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２１年（フ）第１６６号
福島県河沼郡柳津町大字細八字居平乙857番地１、前住所福島県会津若松市和田１丁目７番43号　レジデンス渡部101
債務者　金子　弥生（旧姓大森）
1　決定年月日時　平成21年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２１年（フ）第１６７号
福島県会津若松市門田町大字飯寺字村西21番地の６－１－Ｂ号、前住所福島県会津若松市柳原町４丁目10番37号
債務者　小池　順子
1　決定年月日時　平成21年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２１年（フ）第８７号
新潟県上越市寺町１丁目13番17号　ロイヤルタウン寺町参番館205号、前住所新潟県上越市春日山町１丁目５番33号　コーポプロパティ春日山206号
債務者　山﨑　恵美
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２１年（フ）第１０９号
新潟県上越市南城町２丁目７番32号　ハイツ八代202号、前住所新潟県上越市昭和町２丁目18番９号　第２コーポ桜ヶ丘101号
債務者　篠宮　生成
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２１年（フ）第１９９０号
愛知県津島市東柳原町４丁目２番地６
債務者　若松　明美
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２１８８号
名古屋市中川区松葉町２丁目93番地フォーブル松葉107号
債務者　岩井　智子
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３０２３号
大阪市住吉区我孫子２丁目６番15号
債務者　音場ハマ子
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５４８７号
大阪市旭区清水１丁目６番６号
債務者　縄田竜太郎
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５４９７号
大阪市淀川区十八条２丁目10―９　ＵＢ21三国30―607号、住民票上の住所大阪府豊中市穂積１丁目９番20号
債務者　河合　絵美
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５６４１号
大阪市城東区諏訪２丁目６番２―502号
債務者　柏原　広満
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５６４８号
大阪府枚方市東田宮１丁目10番７―21号
債務者　安部　　隆
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５６４９号
大阪府枚方市東田宮１丁目10番７―21号
債務者　安部惠美子
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５６５０号
大阪府枚方市東田宮１丁目10番７―21号
債務者　安部　　薫
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部